

第38回町田市景観審議会 会議録

日時	2023年8月16日(水) 午前9時00分～12時00分
場所	町田市役所 3階 3-1会議室
出席者	<p><委員> (敬称略) 11名 二井昭佳、入江彰昭、中島直人、淵元初姫、野間田佑也、加藤幸枝、大塚信彰、川畑一隆、若目田圭司、北村誠、椿美智博</p> <p><事務局> 6名 都市整備担当部長、地区街づくり課職員5名、道路整備課、企画政策課、スポーツ振興課、公園緑地課</p>
傍聴者	0名

■会議内容

○挨拶

○会議の成立(定数確認・欠席者の報告)、会議の公開に関する報告(傍聴者報告)

○会長選出、職務代理指名

○調査・審議事項

- ・議題23-01号 「町田市公共事業景観形成指針」2024年度各課事業の協議フローの振り分けについて
- ・議題22-02号 町田市が今後取るべき景観施策について

■配布資料

○次第

○説明資料(参考) 2024年度「町田市公共事業景観形成指針」各課事業の協議フローの振り分け(案)

○資料1 町田市が今後とるべき景観施策について

○資料2 町田市景観計画(改定案)

○参考資料1 町田市景観条例(改正案) 新旧対照表

○参考資料2 町田市景観条例施行規則(改正案) 新旧対照表

○参考資料3 (仮称)町田市屋外広告物条例(案)

○参考資料4 (仮称)町田市屋外広告物条例施行規則(案)

○参考資料5 景観施策の検討スケジュール

■議事

○挨拶

○町田市景観審議会規則第6条第2項の規定による会議の成立に関する報告
(過半数以上の出席により、会議の開催について成立)

○「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定による会議の公開に関する報告
(傍聴者0名)

○町田市景観審議会規則第5条第1項の規定による会長選出

○町田市景観審議会規則第5条第3項の規定による職務代理の指名

○付議事項

- ・議題23-01号 「町田市公共事業景観形成指針」2024年度各課事業の協議フローの振り分けについて
- 【事務局】 <町田市公共事業景観形成指針における2024年度各課事業の協議フローの振り分けについて説明>
- <対象事業のうち、Cフローに振り分ける案の5件について説明>
- 【委員】 「相原駅東口駅前広場整備事業」について、駅前広場の面積が2倍になるということだが、どの部分が拡張されるのか。現状でもアプローチ道路があるが、このアプローチ道路の扱いはどうなるか。
- 【事務局】 現在は法面になっているところを歩道として整備する。相原駅の階段の部分を道路区域に編入することも含めて1500平方メートルであるため、実際に駅前広場として整備するのは1000平方メートル程度となる。アクセス道路は、並行して整備を進めている。町田都市計画道路3・3・36号線（町田街道）の立体化事業に伴って現在のアクセス道路が直接町田街道に繋がらなくなるので、少し東側からアクセスする道路を整備する。当該部分は2019年度に「相原駅東口アクセス路整備事業」としてBフローの景観協議対象となっている。
- 【会長】 アクセス道路の整備の進捗はどのような状況か。
- 【事務局】 まだ全ての用地取得が完了していない。町田街道と接続する部分の工事については、先行して来年度から開始する予定である。
- 【委員】 駅前広場から南に向かう道路があるが、こちらは廃道になるのか。
- 【事務局】 廃道にはせず、駅前広場にそのまま接続する。歩道と交差する部分は、車が通れるよう歩道の構造を決定したいと考えている。
- 【会長】 アクセス道路の全線部分については延長もあるのでBフロー協議でも良いが、駅前広場に接続する部分については、用地取得もあるので、一緒に協議した方が良い。
- 【委員】 東口の駅前広場は、車が自由に入出入りして危険である。広場の中央に交通島を作るとのことだが、車の誘導はどのように考えているか。交通島はどれくらいの大きさになるか。
- 【事務局】 交通島は6.8メートル程度の幅で、車道の幅員は5～6メートル程度になる予定である。現在の駅前広場は車線が明示されていないが、交通島を作ることによって車線が明確な転回場になるので、交通安全性が向上する。6.8メートルの幅は警視庁との協議を踏まえ、車の軌跡を検討して平面形状を決定したものである。
- 【委員】 乗り降りについてはどう考えているか。
- 【事務局】 駅の階段前に2台ほど一般車両が停車できるスペースを設け、あとは駐車できないようにする計画である。
- 【委員】 ロータリーは回転できるようになっているのか。渋滞の心配は無いのか。
- 【事務局】 回転したあと、出て行かないといけない形状にしている。都市計画道路として整備されている西口に利用が集約されているため、渋滞については心配していない。
- 【委員】 橋本駅はリニアモーターカーの乗り入れを契機として近代的になるのに対し、相原駅は自然豊かなので木造の駅舎にしてはどうかという提案をしたことがある。自然豊かなものに見えるようにしてはどうかと思うが、どのように配慮しているか。
- 【事務局】 これから予備設計を進める中でどのような景観にするかを検討していく。都市計画道路として既に整備完了している西口駅前広場にある程度調和させる形になると思う。
- 【委員】 そうすると、そこまで景観を意識することはできないのか。

- 【会長】 相原らしさや利用のニーズを踏まえて考えていただければと思う。
- 【委員】 「(仮称) 町田木曾山崎パラアリーナ整備事業」について、隣接する「町田忠生小山エリア中学校給食センター事業」との連携をしっかりとってほしい。建蔽率を考えると、広大なオープンスペースができると思うが、体育館の駐車場以外に緑地などは整備するのか。体育館以外の部分でわかっている部分があれば教えてほしい。
- 【事務局】 地区計画により、もともと建てられない体育館を建てられるようにするため、給食センターとの間に広場状の空気を900平方メートル確保する計画となっている。給食センターの事業者と、どれくらいの割合で広場状空地を作るか協議しているところである。具体的な形は検討中だが、基本は体育館と駐車場と広場状空地ができる。
- 【委員】 敷地内の既存樹木の扱いについて検討していることはあるか。
- 【事務局】 東側に樹木が多く残っており、外周部分については残していこうと考えている。ただし、これから変わる可能性はある。
- 【会長】 給食センターとの間の一体的な空間の検討は、具体的にどのように進められているのか。
- 【事務局】 例えば青空ヨガ教室などのイベントなど、広場状空地で何ができるかを考えている。
- 【会長】 すでに給食センターとは景観協議を進めているが、今後、パラアリーナとタイミングを合わせて協議を実施できると良い。
- 【委員】 「金森調節池上部スポーツ施設」について、境川は、日常的にジョギングやウォーキングで河川沿いを楽しむ人も多い。管理棟に休憩所などのスペースがあれば、立ち寄って休憩することもできる。ぜひリバーサイドにつくられる公園だということを意識してほしい。また、運動施設サイドの設計も重要で、運動が見られる階段状のベンチや緑陰を設けるなど、リバーサイドパークの中にある運動施設として設計を検討いただきたい。「野津田公園スケートパーク」については、元々が湿生植物園の敷地内ということもあり、雨水貯留や生きものの棲み処など、生態系に配慮すべき場所だと思う。スケートパークができる動的な部分と静かな植物園の一体性が重要である。模型を使った断面検討や、景観軸を活かしたビューポイントの設定など、設計者には景観的な配慮と生態的な配慮を求めている。
- 【事務局】 「金森調節池上部スポーツ施設」は、隣接する境川ゆっくりロードから容易にアクセスできるよう、段差を設けない計画とし、3か所程度の出入口を設ける。園内に入った利用者が公園内を回遊できるように外周や園内に歩道を設ける。ご指摘を反映できるよう計画を進めていきたい。「野津田公園スケートパーク」は、湿生植物園が調整池としての役割もあるため、最も低い位置にあり、外周が数メートル高くなった窪地のような地形になっている。スケートパークの運動的な部分と湿生植物園の静かな部分のバランスは重要な課題と認識しており、設計の中でもよく注意していきたい。
- 【会長】 「金森調節池上部スポーツ施設」の境川を挟んだ対岸にある用地で、昨年度に景観協議にかかっているものはないか。
- 【事務局】 対岸は相模原市になり、景観協議の対象事業はない。
- 【会長】 東京都が設置する管理棟についても、景観審議会からの意見を都に伝えてもらえると良い。
- 【委員】 30年ほど前は中心市街地でスケートボードをやっている子どもたちがいたが、管理者が徐々に禁止を出して居場所が無くなっていたので、野津田公園内にスケートパークが整備されることは良いことだ。ただ、野津田公園は駅から遠いので、アクセスがどのようになっているかが気になる。スケートボードをやりたい子どもたちが、ここまで来られるだろうか。
- 【事務局】 公園自体のアクセスは、駐車場もあるので車で来園いただくか、路線バスに乗っていただく

方法になる。公園内のアクセスは、既存の園路から自由に出入りできるが、数が限られているので出入口の新設も提案されている。鬱蒼としているところの見通しを良くするなど、人が入っていきやすい設計を検討していく。

- 【会長】 Cフローの5件については、このままCフローということによろしいか。
(委員より、「異議なし」の声)
- 【事務局】 <対象事業のうち、AフローまたはBフローに振り分ける案の14件について説明>
- 【委員】 「2号デッキ大規模修繕」はAフローということだが、2号デッキにはデジタルサイネージを設置していて、これから景観がどうなるかということなので、景観アドバイザーが関わるBフローにしてはどうか。
- 【会長】 塗装の塗り替えを行うとのことだが、どのような内容か。
- 【事務局】 腐食が進んだ鉄部について、現状を回復する同じ色での塗装を検討しているとのことである。
- 【会長】 大規模修繕という件名と内容のギャップが大きい。大々的な塗り直しならば、指摘があったようにBフローにするのが良いと思うが、部分的であればAフローでも良いかと思う。
- 【事務局】 既に1号デッキでも改修を行い、既存の色で綺麗に塗り直した。景観アドバイザーの意見を取り入れる余地がないため、Aフローとしている。
- 【会長】 「本町田後田公園」について、CフローからBフローにした理由は何か。また、既存のグラウンドでない部分が新設され、公園としての要素が大きいところだと思うが、これを「附属物」と呼んで良いのだろうか。
- 【事務局】 6月に照会をした際には事業内容が外周フェンス、園名板等管理施設、ベンチ等休養施設及び擁壁の設置となっていて、公園の附属物と判断してBフローとしていた。その後、事業が進捗し、具体化してきた。
- 【会長】 そうすると、Cフローにしてもやぶさかではないということか。
- 【事務局】 この事業では、事業スケジュールを考慮し、メールで委員から早く意見をいただいて担当課に伝える形で進めたく、Bフローとした。
- 【会長】 Bフローでも十分活用できるので、活用していただければと思う。それでは事務局案のとおりAフローとBフローに振り分けることによろしいか。
(委員より、「異議なし」の声)
- 【会長】 Bフローについてもなるべく早い段階でご相談いただければと思う。「町田市公共事業景観形成指針」2024年度各課事業の協議フローの振り分けについては、事務局案通りで可決する。

・議題22-02号 町田市が今後取るべき景観施策について

- 【事務局】 <町田市の景観施策に関するこれまでの検討の経緯について説明>
- 【委員】 <「町田市が今後取るべき景観施策について」の調査検討の結果について報告>
- 【会長】 資料2「町田市景観計画(改定案)」の目次を見ても、やることが明確になった。事務局から報告事項を聞いてから、質問やご意見をお受けしたい。
- 【事務局】 専門部会の調査審議と並行して庁内でも関係部署と検討を進めてきた。また、事務局内でも再度検討を行った。その中で変更した4点について説明する。
まず、表紙については、印刷するまでに表紙のデザインを考える予定である。景観計画だけでなく今後改定するガイドラインや指針とも整合が図られたものにしていく必要があると考え、案ができたなら委員にもご意見をうかがってデザインを決めていきたい。

2点目として、資料2「町田市景観計画(改定案)」の27ページにおいて「丘陵地ゾーンの景観形成方針の図を挿入予定」としている通り、今後、各景観形成ゾーン・景観形成誘導地区について目指す景観の姿を絵にして入れたいと考えている。景観形成の方針を踏まえつつ、人々の暮らしや活動、街並みを落としたようなイラストを入れていきたい。景観形成ゾーンについては、いろいろな要素があるので、俯瞰した絵、景観形成誘導地区については通りが目指す姿をアイレベルで描いていくイメージで考えている。

3点目として、SDGsについても計画の中で触れなければならない。景観計画は3番の健康的な暮らしや、11番の持続可能な都市が関係してくると思うが、その要素についても景観計画に入れていく予定である。

最後に4点目として、資料2「町田市景観計画(改定案)」34ページのにぎわいゾーンのエリアについて、現状では町田駅周辺の商業地域と近隣商業地域を指定しているが、関連計画である「町田市都市づくりのマスタープラン」の中では「商業業務地」「都市拠点」として商業地域と近隣商業地域以外に指定している範囲があり、景観計画と相違が生じている。当該範囲は森野住宅地区とあって、東京都住宅供給公社の団地等があるエリアであり、今後、再開発が見込まれている。計画間の整合を図るため、当該範囲をにぎわいゾーンに追加していきたいと思っている。

【委員】 薬師池公園が景観重要公共施設であるとのことだが、芹ヶ谷公園も中心市街地のまちづくりの10のプロジェクトに位置づけられている。美術館を整備したり、道路延伸やモノレールも入ってくるなど、景観が大きく変わる可能性がある。芹ヶ谷公園を景観重要公共施設に追加しておいたほうが良い。

【事務局】 芹ヶ谷公園については、景観上重要な場所だと思うが、いま指定している景観重要公共施設は、当該施設の沿道や周囲を併せて風致地区や景観形成誘導地区に指定しており、沿道や周囲の街並みの誘導を図っている。景観重要公共施設の指定と併せて景観形成誘導地区の指定について検討していくためには、周囲の皆様にご意見をお聞きしながら、どのような地区にしていくのかという議論が必要になる。今回の改定とは別に、次期改定に向け議論して改めて指定を検討できるとよいと思う。

【会長】 むしろ、景観形成誘導地区に指定したいという考えがあるということか。

【事務局】 指定の有無も併せて検討する必要がある。芹ヶ谷公園だけでなく、他のエリアと一緒に検討できるとよい。

【委員】 先程のCフローの議論のところで、民間連携の要素があまり感じられず、強化すべきだと思った。資料2「町田市景観計画(改定案)」でも第7章で官民連携について触れているものの、具体的な落とし所が無いことが気になった。官民連携を強化するプロジェクトをいくつか指定するのが良いのではないか。野津田公園では、FC町田ゼルビアが盛り上がり観客数も増える中、スタジアムのアクセスの悪さが課題である。駅から遠いだけでなく、駐車場が足りず、バスの本数も足りない。イベント時にバスに乗れないサポーターが待機されている姿が見られる。駐車場も足りず、18時キックオフの試合でも13時の時点で満車になる。FC町田ゼルビアが強くなってJ1に昇格すれば、更にサポーターが増えて町田をアピールする機会になるにもかかわらず、整備不良によって「町田だったら行きたくない」とならないようにしなければならない。どのようなものをつくれれば良いか、FC町田ゼルビアから意見を聞き、駐車場のアクセスを充実させながら官民連携を推進していくべきだと考える。金森調節池のスポーツ施設についても、FC町田ゼルビアの勢いを借りながら、サッカー施設や子

どもがプロの選手と交流できる場所があれば、官民連携も推進できると思う。

- 【会長】 官民連携について、ハード・ソフト両面のご意見をいただいた。Cフローについては、PFI事業については民間資本を入れるもので、市の税金を使わない分、民間のグリップが大きくなる。Cフローの中にも民間の資本が入るものがあり、「官民連携による景観づくりの推進」については、ご提案いただいたようなことを考えていく必要がある。
- 【委員】 資料2「町田市景観計画(改定案)」の80ページに参考として南町田や鶴川の話が載っていて、こういったことを進めていこう、ということだが、ご指摘のように目立たない部分はある。5月に行った市民意見募集の表紙には官民連携の具体例である南町田の写真が使われていた。官民連携について、景観計画の中でもう少し目立つように表現するか、景観計画について説明する機会にもう少し強調して伝えることが重要だ。
- 【会長】 事例として掲載されているが、枠組みを示せると良いのではないかと。南町田は、東急の施設と市の鶴間公園と隣接しているので協議する体制を作った。施設が隣接する場合、民間企業の力を活用する場合など、官民連携の具体的なイメージが図で出てくるとわかりやすい。
- 【委員】 「(仮称)景観づくり市民推進員」は具体的にどのようなことをするのか。
- 【事務局】 「(仮称)景観づくり市民推進員」については、普及啓発の取り組みを市と協働して実施する制度として考えている。どのような普及啓発をするかという企画立案から一緒に考えていただき、例えば、景観賞であれば実施のための候補の募集や広報、表彰の場のセッティングを一緒に実行することなどを想定している。あるいは、景観学習も有効だと考えていて、小中学生に景観づくりの考え方を広めていくため、職員と市民推進員と一緒に講師になって町田市の景観の良いところを伝えていくこともイメージしている。
- 【委員】 景観は全市的な広いエリアをイメージしているが、多くの市民に入ってもらおうというより、限られた人数で推進するのか。例えば、環境分野では各町内会でごみ減量サポーターが活動している。
- 【事務局】 景観について意識をお持ちの方を、20名程度募集するイメージでいる。
- 【会長】 今回は枠組みを作ったが、これを動かしていくための議論はもう少し必要である。
- 【委員】 以前から生活風景宣言や地域景観資源というものがあるが、これまで町田市で何件くらい登録されているのか。また、「(仮称)景観づくり市民推進員」の制度はそれらとリンクするのか。世田谷区でも地域風景資産が86件あり、地域住民が主体となった風景づくりを推進しているが、いろいろ課題を持ちながら進めているところである。
- 【事務局】 現在、町田市で生活風景宣言や地域景観資源として登録されたものは無い。登録に向けては「町田市住みよい街づくり条例」と連携した支援を考えている。「町田市住みよい街づくり条例」では、地域の資源を生かして街の魅力を高める活動を「街づくりプロジェクト」に位置づけ、アドバイザーとして専門家を派遣し、活動を推進する仕組みがある。この仕組みを活用し、地域景観資源を発掘する活動や話し合いなど、初期段階から活動を支援していくことで、地域景観資源等の登録につなげていきたい。
- 【委員】 地域とつながっていく話もあると思う。「(仮称)景観づくり市民推進員」が小中学校に行くと景観のアドバイスをするという話もあったが、今後進めていくときに、地域の小中学校と連携するような地域づくりや景観づくりができるかと持続的なものになっていく。
- 【会長】 官民連携による景観づくりについて、具体的なものがイメージしにくいというご意見があったので、どのようなことを想定しているのか簡単な図を追加するなど、わかりやすくなるよう加筆していただきたい。また、「(仮称)景観づくり市民推進員」についてもご意見いただ

いたが、景観計画改定の時点で検討完了というよりは、動かしていく段階で考えていくべきことが出てくるので、場合によってはもう少し人数を増やすなど、継続的に議論しながら進めていければと思う。他には、小中学校での授業の活用など、子どもたちと一緒にできることを増やすことも大事ではないかというご意見もいただいた。1点追加すると、資料1-2右下に「(仮称) 景観づくり市民推進員」について「ボランティア」という言葉が書いてあるが、活動の内容によってはボランティアで済まない仕事もあると思うので、条例に書いていないのであれば「ボランティア」の記載は削除しても良いと思う。

基本的には専門部会でまとめていただいた内容をもとに進めるということではよろしいか。事務局にて修正していただき、ご意見の内容については会長である私に一任いただいてもよろしいか。

(委員より、「異議なし」の声)

では、本日の改定案に官民連携の説明を加えて、パブリックコメントに進めたい。

【事務局】

<今後のスケジュール及び新たな附属機関の設置について説明>

(特に意見無し)

○閉会

— 了 —